

平成23年度6月補正予算案について

平成23年6月3日
千葉県総務部財政課
043-223-2076

<基本的な考え方>

- 東日本大震災への対応に当たっては、被災者の方々の声や、市町村の御意見などを踏まえるとともに、国の動向も把握しながら、必要な対策を迅速に行っていききたいと考えています。
- 先般の5月補正予算では、被災者の生活再建支援、インフラの復旧、産業の再生など、最優先に取り組むべき事業を計上しました。(下記注参照)
- 今回の6月補正予算では、深刻な状況が長引く原子力発電所事故の影響への対応として、放射性物質の総合監視体制の整備や電力供給不足・省エネルギー対策を推進するとともに、被災者や商工業者・農業者等へのさらなる支援、医療施設等の復旧、震災に係る調査や災害の予防を進め、災害に強い元気な千葉県づくりを推進します。

(注) 5月補正予算

① 東日本大震災への対応	435億67百万円
(1) 被災者の生活再建支援	101億85百万円
(2) インフラの復旧	192億6百万円
(3) 産業の再生・復興	101億82百万円
(4) 学校施設・社会福祉施設等の復旧・修繕	36億47百万円
(5) 原子力発電所の事故・電力供給不足への対応、震災に係る調査等	3億47百万円
② 財源対策のための災害復興・地域再生基金への積立	93億3百万円
① + ② =	528億70百万円

I 補正予算規模（一般会計）

1 東日本大震災への対応

328億19百万円（補正後予算額 1兆6,466億60百万円）

[歳出内訳]

（1）放射性物質の総合監視体制の整備	74百万円
（2）電力供給不足・省エネルギー対策	6億50百万円
（3）被災者や商工業者・農業者等へのさらなる支援	307億83百万円
（4）医療施設等の復旧	1億29百万円
（5）震災に係る調査や災害の予防	11億83百万円

[歳入内訳]

・国庫支出金	7億8百万円
（社会福祉施設自家発電機設置補助、緊急雇用創出事業等臨時特例基金造成等）	
・県債	3億76百万円
（地方道路等整備事業債、災害復旧事業債等）	
・繰入金	3億74百万円
（緊急雇用創出事業等臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金等）	
・諸収入	300億円
（中小企業振興資金貸付金返還金）	
・災害復興・地域再生基金繰入金	13億61百万円

2 高病原性鳥インフルエンザへの対応

家畜疾病経営維持資金利子補給に係る債務負担行為の設定

Ⅱ 補正予算の内容

1 東日本大震災への対応

(1) 放射性物質の総合監視体制の整備

長引く原子力発電所事故の影響への対応として、海水中の放射能を測定するとともに、大気中の放射線に対するきめ細かな監視体制を構築するため、携帯可能な放射線量測定器を整備します。

また、農林水産物の放射性物質の検査機器を整備するとともに、原乳や牧草についても検査を行い、千葉県産農林水産物の安全・安心を確保していきます。

○海水中の放射能濃度測定事業【新規】(水質保全課) 6,000千円 【県単独事業の新設】

海水浴客など観光客が多く訪れる地域において、海水中の放射能濃度を測定します。

[事業内容]

- ・調査期間：23年5月～24年3月
- ・公表方法：県ホームページにおいて速やかに公表

○放射線量測定器整備事業【新規】(大気保全課) 21,260千円 【県単独事業の新設】

大気中の放射線に対するきめ細かな監視体制を構築するため、携帯可能な放射線量測定器(サーベイメーター)を整備し、測定を希望する市町村に計画的に貸し出しを行うほか、市町村の担当職員に対し測定方法等に係る研修を実施します。

[事業内容]

- ・箇所：大気保全課 5台
地域振興事務所 30台
- ・研修：市町村職員に対する研修(2回)

○農林水産物等の放射性物質測定に係る整備事業【新規】(安全農業推進課) 40,000千円

農林水産物等の放射性物質の迅速な測定体制を整えるため、農林総合研究センターに放射性物質分析装置(ゲルマニウム半導体検出器)を整備します。

○畜産物等の放射性物質検査事業(畜産課) 6,824千円 【県単独事業の拡充】

県内畜産物の安全・安心を確保し、イメージアップを図るため、原乳及び牧草やトウモロコシなどの飼料等について、放射性物質検査を実施します。

[検査計画]

- ・原乳：県内4地区 2週間毎に実施
- ・飼料等：県内3地区 2週間毎に実施

(参考)

放射性物質の総合監視体制

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
大 気	放射線量測定を実施(モニタリングポスト) (環境研究センター<<市原市>>)											
	放射線量測定箇所を追加(モニタリングポスト) (海匠地域振興事務所<<旭市>>)											
	携帯可能な放射線量測定器(サーベイメーター)による測定を実施											
水道水	放射能測定を実施 (環境研究センター<<市原市>>)											
	放射能検査を委託により実施											
	放射能測定装置を整備 (水道局水質センター)											
農林水産物	放射能検査を委託により実施											
	放射性物質分析装置を整備 (農林総合研究センター)											
食 品	放射能検査を委託により実施											
	放射性物質分析装置を整備 (衛生研究所)											
海 水	放射能測定を委託により実施											
工業製品	放射性物質の簡易測定器を整備 (産業支援技術研究所)											

(2) 電力供給不足・省エネルギー対策

東日本大震災に伴う電力供給不足に対応するとともに、省エネルギー対策を一層促進するため、家庭における太陽光発電設備の導入や、社会福祉施設における非常用発電機の導入に対する助成制度を新設します。

また、電力需要が高まる夏期に向けた節電対策のためのPR事業を展開します。

さらに、漁業協同組合や中小企業における非常用発電機の導入や、中小事業者のLED照明等の省エネ設備の導入に対し助成を行うとともに、県有施設のLED化等を推進します。

① 家庭等

○太陽光発電設備導入補助事業【新規】(環境政策課) 100,000千円 【県単独事業の新設】

家庭における電力抑制・省エネルギーの取組を促進するため、住宅用太陽光発電設備の設置に対する助成制度を新設します。

[事業内容]

- ・実施主体：市町村（県補助は市町村を通じて実施）
- ・補助率：20,000円/kW（上限額：70,000円/件）

○社会福祉施設における非常用自家発電機設置費補助事業【新規】 (高齢者福祉課・障害福祉課・医療整備課) 351,000千円

人工呼吸器等を使用している入所者の安全を確保するため、非常用自家発電機の設置経費について、国庫補助を活用するとともに、県が上乗せをして助成します。

[事業内容]

- ・補助対象施設
 - ①介護施設（介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等）
 - ②重度障害児者施設（重症心身障害児施設、身体障害者療護施設等）
- ・補助上限額：9,000千円 ・負担割合：国1/2、県1/4、事業者1/4

○夏期における節電PR事業【新規】(環境政策課) 6,098千円 【県単独事業の新設】

電力需要が高まる夏期に向け、節電対策の推進を図るため、広く県民、事業者への協力を呼びかけます。

[事業内容]

- ・新聞広告によるPR ・掲載時期：6月中旬・7月中旬
- ・掲載内容：節電目標、県民・事業者に対する要請事項、節電に関する県の取組み等

② 事業者

○ノリ養殖電力確保緊急支援事業【新規】（漁業資源課） 5,280千円

【県単独事業の新設】

停電によりノリの種網作成に支障が生じないように、漁業協同組合が行う発電機のリース及び設置等に係る費用に対して助成します。

[事業内容]

- ・事業主体：漁業協同組合等
- ・補助率：リース1/2 等

○中小企業電力確保支援事業【新規】（経営支援課） 20,000千円

【県単独事業の新設】

夏場の電力供給不足に対応するため、非常用発電機を導入する中小企業に対し、その経費の一部を助成します。

[事業内容]

- ・補助対象：非常用発電機の購入・リース（500kW未満）
- ・補助率：購入 1/3 リース1/2 上限額 10,000千円

○中小事業者省エネ設備導入補助事業（環境政策課） 25,000千円（既定予算と合わせ 87,500千円）

【県単独事業の拡充】

中小事業者が電力抑制・省エネルギーを図る目的で、LED照明や太陽光発電システム等を導入する場合に助成します。

[事業内容]

- ・補助率：1/3以内（上限800万円）
- ・補助対象：断熱窓、遮熱フィルム、LED等高効率照明
太陽光発電システム、太陽熱利用システム

③ 県有施設におけるLED化の推進

○県庁舎LED照明導入事業【新規】(管財課)

15,000千円

【県単独事業の新設】

県民が利用する機会が多く、常時点灯が必要なエレベーター前について、LED管を導入します。

- ・本庁舎(70台) 6,000千円(1階、5階、12階、20階)
- ・中庁舎(108台) 9,000千円(1階~9階)

○信号機LED化・電源付加装置整備事業(交通規制課)

128,000千円(既定予算と合わせ 340,028千円)

節電・停電対策として、信号灯器のLED化と信号機電源付加装置の整備を進めます。

[整備内容]

- ・車両用灯器LED化 28式 33,500千円
- ・歩行者用灯器LED化 28式 25,500千円
- ・信号機電源付加装置 30基 69,000千円

(3) 被災者や商工業者・農業者等へのさらなる支援

被災地の高齢者等に対する相談・生活支援に対して助成するとともに、被災した失業者に対する緊急雇用対策を実施します。

また、売り上げ減少など、間接的な被害を受けた中小企業の資金繰りの支援や、直接被災した中小企業に対し、きめ細かな再建支援を行うため、経営診断を行い、専門家チームを派遣するとともに、県内観光地への観光客誘致を促進するため、「がんばろう千葉」観光優待キャンペーンを実施します。

さらに、液状化した水田の生産力回復のための取組に対して助成します。

① 被災者への支援

○地域支え合い体制づくり事業（高齢者福祉課）

264,500千円（既定予算と合わせ 333,000千円）

【県単独事業の拡充】

国の補正予算で措置された交付金を財源として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を増額するとともに、その基金を活用して、市町村が被災地の高齢者や障害者等に対する相談・生活支援事業等を実施する場合に助成します。

[事業内容]

- ・基金への積立 150,000千円
- ・市町村への補助 114,500千円

○緊急雇用創出事業（雇用労働課） 420,000千円（既定予算と合わせ 8,843,383千円）

【県単独事業の拡充】

国の補正予算で措置された交付金を財源として、緊急雇用創出事業等臨時特例基金を増額するとともに、その基金を活用して、市町村が被災した失業者を雇用する事業を実施する場合に助成します。

[事業内容]

- ・基金への積立 210,000千円
- ・市町村への補助 210,000千円

② 商工業者等への支援

○中小企業振興資金事業（経営支援課）

30,000,000千円（既定予算と合わせ 190,000,000千円）

【県単独事業の拡充】

震災等により間接的な被害を受けた中小企業の資金繰りを支援するため、県制度融資のセーフティネット資金に「震災復興枠」を設定し、低利融資を実施します。

[事業内容]

金融機関に対する県の預託金を300億円増額することで、中小企業向けの融資枠を900億円拡充する。（融資枠4,800億円 ⇒ 5,700億円）

○中小企業経営診断・再建支援事業【新規】（経営支援課）

47,000千円

【県単独事業の新設】

震災で直接被害を受けた中小企業に対しきめ細かな再建支援を行うため、企業毎に経営診断を行うとともに、必要に応じ、経営や金融等の専門家で構成する経営再建サポートチームを無料で派遣します。

[事業内容]

- ・経営診断のための専任相談員の設置 24,100千円
- ・経営再建サポートチームの派遣 22,900千円

○「がんばろう千葉」観光優待キャンペーン事業【新規】（観光課）

10,000千円

【県単独事業の新設】

県内観光地への観光客の誘致を促進するため、夏期に県内観光施設において、入場無料キャンペーンを実施します。

[事業内容]

- ・県内観光施設の無料優待券を、各種イベント等で配布
- ・優待券が使用された場合、無料となった入場料金の1/2を県が補助
（上限1枚あたり1,000円）
- ・対象施設：キャンペーンに参加する県内観光施設（参加施設は今後募集）
- ・キャンペーン期間：8月1日～9月30日

※なお、上記キャンペーン期間中、本優待券を持参することにより、県立博物館・美術館も無料で入場できます。

- ・中央博物館（本館、大和分館、大多喜城分館、分館海の博物館）
- ・現代産業科学館 ・関宿城博物館 ・県立美術館

③ 農業者への支援

○被災農地復興活動支援事業【新規】（生産販売振興課） 35,000千円

液状化した水田の生産力を回復するため、国庫補助を活用し、地域において共同で行う土づくり等の作業に対し交付金を支給します。

[事業内容]

- ・事業主体：復興組合等（地域の農業者で構成）
- ・単 価：35千円／10 a

○農業関連施設災害復旧事業補助【新規】（担い手支援課） 6,357千円

農協の所有する農業関連施設の復旧費用について、国庫補助を活用するとともに、県が上乘せをして助成します。

[事業内容]

- ・事業主体：農業協同組合（1農協）
- ・補助率：国1/2 県1/10

(4) 医療施設等の復旧

救命救急センターなどの医療施設等の災害復旧に対し助成するとともに、県総合スポーツセンター野球場、液状化により被害を受けた警察署・交番等を復旧します。

○医療施設等災害復旧事業【新規】(医療整備課) 34,000千円 【県単独事業の新設】

公的医療施設以外の救命救急センター等の災害復旧に係る費用について、国の制度にあわせて、新たに県が助成します。

[事業内容]

- ・対象施設：救命救急センター、病院群輪番制病院等（公的医療施設以外）
- ・補助率：1/6

○総合スポーツセンター野球場災害復旧事業（体育課） 6,400千円（既定予算と合わせ 11,400千円）

余震により被害が拡大した総合スポーツセンター野球場を復旧します。

[事業内容]

- ・所在地：千葉市稲毛区天台
- ・工事内容：観客席スタンド屋根及び外壁剥離箇所の修復

○警察署・交番等復旧事業（会計課） 88,100千円（既定予算と合わせ 593,100千円）

液状化により被害を受けた警察署や交番、千葉運転免許センターを復旧します。

[主な箇所]

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ・浦安警察署（浦安市） | 15,100千円（地盤沈下・外構等の損傷） |
| ・警察待機宿舍美浜独身寮（浦安市） | 11,590千円（地盤沈下・給排水管損傷） |
| ・検見川浜駅前交番（千葉市美浜区） | 11,100千円（建物の傾き・敷地の隆起等） |
| ・千葉運転免許センター（千葉市美浜区） | 13,600千円（地盤沈下・敷地内地割） |

(5) 震災に係る調査や災害の予防

災害に強い千葉県づくりを進めるため、東日本大震災の津波による被害の調査等を行い、県の防災対策の見直しを進めます。

また、私立学校の耐震化に対する県独自の助成制度を新設するほか、トンネルの崩落事故を防止するための補強工事を実施し、災害の予防を推進します。

○東日本大震災に係る調査・検証事業（防災危機管理課） 54,000千円 （既定予算と合わせ 104,000千円）

東日本大震災で発生した津波による被害及び、県民や市町村などの災害対応について調査・検証し、防災対策の見直しを進めます。

[事業内容]

- ・旭市の津波検証と地域の津波浸水予測 50,000千円
- ・県民、市町村等の災害対応の検証 3,000千円
- ・検討委員会運営 1,000千円

(参考) 東日本大震災に係る調査・検証事業のスケジュール

予 算	津 波	液 状 化	そ の 他
2 2 年度 3 月 補 正 10,000 千円	・被害状況の航空写真撮影 ・現地調査	・被害状況の航空写真撮影	
2 3 年度 5 月 補 正 50,000 千円		・ボーリング調査 ・液状化シミュレーション	
6 月 補 正	・旭市津波再現シミュレーション ・津波モデルシミュレーション ・津波遡上シミュレーション ・歴史地震の解明		・県民、市町村等の災害対応検証 ・検討委員会運営
2 4 年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">○地域防災計画、地震防災戦略等の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査・検証結果のまとめ 調査・検証のまとめ、記録誌・DVD作成 など ○記録・結果の発信 ポータルサイトの修正、記録のライブラリー化(電子媒体) </div>		

○私立学校耐震化緊急促進事業【新規】(学事課) 874,000千円 【県単独事業の新設】

私立学校における校舎等の耐震化の促進を図るため、県独自の補助制度を創設します。

[事業内容]

- ・補 助 対 象：学校法人立等の幼稚園、小学校、中学校、高等学校
- ・対 象 経 費 等：耐震診断に要する経費
耐震改修に要する経費（補助限度額 1億円）
改築に要する経費（幼稚園のみ）
- ・補 助 率：1/2

○災害ボランティアセンター支援事業【新規】（健康福祉指導課） 5,000千円
【県単独事業の新設】

県災害ボランティアセンターが、災害時に市町村災害ボランティアセンターに提供する資機材の整備等について助成します。

[事業内容]

- ・ 補助対象：県社会福祉協議会
- ・ 対象事業：資機材（発電機、スコップ等）の整備
県災害ボランティアセンターの運営管理システムの整備

○災害防止事業（道路環境課） 250,000千円（既定予算と合わせ 436,570千円）

トンネルの崩落事故を防止するため、老朽化により事故の危険性が高いと認められる4か所について、緊急に補修・補強工事を実施します。

[対象箇所]

- ・ 串浜トンネル（勝浦市・昭和30年完成） 40,000千円
- ・ 実入トンネル（鴨川市・昭和36年完成） 60,000千円
- ・ 作田トンネル（いすみ市・昭和42年完成） 50,000千円
- ・ 黄和田トンネル（大多喜町・昭和49年完成） 100,000千円

2 高病原性鳥インフルエンザへの対応

○家畜疾病経営維持資金利子補給【新規】(団体指導課)

(貸付額 6 億円に対する利子補給に係る債務負担行為)

【県単独事業の新設】

高病原性鳥インフルエンザの発生により、経営に深刻な影響を受けた農家に対して、農協等金融機関が家畜経営の再開や継続に必要な資金を融資した際の利子に対して助成します。

[事業内容]

- ・経営再開資金：家畜等の処分により経営困難となった者
(貸付限度額) 法人8,000万円 (償還期限) 5年以内 (うち据置2年以内)
- ・経営継続資金：移動制限により経営困難となった者
(貸付限度額) 5.2万円/100羽 (償還期限) 3年以内 (うち据置1年以内)

Ⅲ 年間収支見込みと今後の対応

- 6月補正予算は、災害復興・地域再生基金を活用することにより、必要な財源を確保し編成しました。
- しかし、今後は、震災からの復旧・復興に向けた取組等の追加財政需要に加え、経済情勢の悪化による県税収入等の減により、大幅な財源不足が予想されることから、厳しい状況になるものと思われます。
- このため、さらなる補正予算の編成が必要な場合は、基金の取崩しや廃止、退職手当債などの特例的な地方債の活用を図るとともに、事業費の節減に努めるなど、あらゆる財源対策を講じていきたいと考えています。

1 6月補正予算

・必要となる一般財源 1.4億円



・災害復興・地域再生基金の活用 1.4億円（6月補正後の基金残高 7億円）

2 9月補正予算以降

・追加の財政需要 (A)億円… 震災からの復旧・復興に向けた取組み等

・県税収入等の減 (B)億円… 経済情勢の悪化により百億円単位で減収の可能性

(合計 = A + B) 大幅な財源不足が予想される



【財源対策】

(1) 基金の取崩し・廃止

ア 災害復興・地域再生基金 … 6月補正後の基金残高 7億円

イ 県単独で設置した基金 … 基金の廃止を検討

(2) 特例的な地方債の活用

ア 退職手当債 … 職員削減による将来の財政負担の軽減を前提に発行可能

イ 減収補てん債 … 県税等の減収見合いで発行可能

(3) 事業費の節減 … 一般財源ベース 5%節減（義務的経費を除く）

IV 特別会計の補正予算規模

・特別会計土地造成整備事業（企業庁） 6億28百万円（債務負担行為 16億38百万円）

【収益的収支 2億71百万円】 道路・下水管等の施設の復旧工事等

（債務負担行為 8億15百万円）

【資本的収支 3億57百万円】 道路・緑地・下水管等の施設の復旧工事等

（債務負担行為 8億23百万円）

【参考資料1 東日本大震災にかかる被災者への税及び使用料・手数料の減免について】

(1) 税の減免

税目	内容	対象期間	問合せ先
不動産取得税	災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、又は取得した不動産がその取得直後に災害により滅失若しくは損壊した場合における当該不動産の取得について、減免されます。	納期限までに申請のあったものについて適用	<ul style="list-style-type: none"> 総務部税務課 043-223-2117 各県税事務所
自動車税	災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じて減免されます。 また、被災代替自動車は平成25年度分まで非課税となります。	H23. 3. 11～	<ul style="list-style-type: none"> 総務部税務課 043-223-2116 自動車税事務所 043-243-2721 各県税事務所
自動車取得税	災害により滅失、又は損壊した自動車の代替自動車として平成26年3月31日までに取得した自動車（軽自動車含む。）について、非課税措置を受けられます。	H23. 3. 11～H26. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> 総務部税務課 043-223-2116 自動車税事務所 043-243-2721 各県税事務所

(2) 使用料・手数料の減免

制度名	内容	対象期間	問合せ先
保健所及び衛生研究所の血液検査等手数料	被災者が生活を再建するために必要な保健所及び衛生研究所の細菌検査等に係る手数料の減免を受けることができます。	H23. 3. 11～	健康福祉部疾病対策課 043-223-2665
毒物劇物販売業登録票再交付申請手数料	災害により紛失、毀損した登録票等の再交付申請を行う場合、手数料の減免を受けることができます。	H23. 3. 11～	健康福祉部薬務課 043-223-2618
高度管理医療機器販売業貸業許可証再交付申請手数料	災害により紛失、毀損した許可証等の再交付申請を行う場合、手数料の減免を受けることができます。	H23. 3. 11～	健康福祉部薬務課 043-223-2614
食品営業許可申請手数料	災害により滅失し、又は損壊した食品営業許可施設を新たに再建し、営業を行う場合、手数料（食品営業許可申請手数料）の減免を受けることができます。	H23. 3. 11～	健康福祉部衛生指導課 043-223-2639
県立保健医療大学及び県立看護専門学校の授業料	県立保健医療大学及び県立看護専門学校の在校生の授業料について、天災その他の災害等により生活に困窮し、授業料の納入が著しく困難な場合、個別の審査により減免を受けることができます。	H23. 4. 1～H24. 3. 31	健康福祉部医療整備課 043-223-3882
インキュベーション施設使用料	事業用の建物や設備に直接的な被害を受けて、企業の事業活動に支障が生じている場合、東葛テクノプラザ及びかずさインキュベーションセンターの研究開発室等の施設使用料の減免を受けることができます。	H23. 6～ (入居後1年以内) ※募集期間 5/20～6/3	商工労働部産業振興課 043-223-2725・2798
依頼試験手数料及び機器設備使用料	災害により企業が甚大な被害を受けた場合、千葉県産業支援技術研究所と東葛テクノプラザの依頼試験手数料及び機器設備使用料の減免を受けることができます。	H23. 5. 2～H23. 9. 30 (被災企業技術支援) H23. 5. 2～H24. 3. 31 (県外被災地支援)	商工労働部産業振興課 043-223-2718

制度名	内 容	対象期間	問合せ先
高圧ガス・液化石油ガス事業に係る各種手数料	災害により損壊した各種施設・設備を変更する場合や、紛失、汚損等した免状の再交付を受ける場合に、申請手数料の減免を受けることができます。	H23. 3. 11～	商工労働部保安課 043-223-2736
電気工事業に係る各種手数料	災害により紛失・汚損等した免状・登録証などの再交付を受ける場合や、電気工事業者の住所に変更が生じた場合に、申請手数料の減免を受けることができます。	H23. 3. 11～	商工労働部保安課 043-223-2722
漁船登録等手数料	被災した漁業者が新たに漁船登録を行う場合の新規登録・変更内容登録、漁船の測度等に係る手数料の減免を受けることができます。	H23. 4. 1～H24. 3. 31	農林水産部水産局水産課 043-223-3034
遊漁船業登録等手数料	被災した漁業者が遊漁船登録をする場合、申請に係る手数料の減免を受けることができます。	H23. 4. 1～H24. 3. 31	農林水産部水産局水産課 043-223-3034
漁業許可申請等手数料	漁業許可を受けた漁船が被災し、代船等を取得して、引き続き許可漁業を行う場合等の許可申請に係る手数料の減免を受けることができます。	H23. 4. 1～H24. 3. 31	農林水産部水産局水産課 043-223-3034
農業大学校授業料	農業大学校の在校生の授業料について、天災その他の災害等により生活に困窮し、授業料の納入が著しく困難な場合、個別の審査により減免を受けることができます。	H23. 4. 1～H24. 3. 31	農林水産部担い手支援課 043-223-2904
船舶入港料等	救援物資等の搬出入のために、県が管理する港湾を利用する船舶は、船舶入港料及び岸壁物揚場使用料の減免を受けることができます。	H23. 4. 7～H23. 9. 30	県土整備部港湾課 043-223-3835
建築確認申請等手数料	災害により滅失し、又は損壊した建築物の建築等を行う場合、県の機関への手数料（確認申請手数料、中間検査手数料、完成検査申請手数料等）の減免を受けることができます。	H23. 3. 11～H23. 6. 10 （全額免除の場合、 H23. 9. 10まで）	県土整備部建築指導課 043-223-3181
県営住宅使用料	災害により住宅に被害を受けた被災者等（県外からの被災者を含む）が県営住宅へ一時入居する場合、県営住宅使用料（住宅及び駐車場）の減免を受けることができます。	H23. 3. 17（当初募集 開始日）～	県土整備部住宅課 043-223-3222
県立高等学校入学科	災害により県立高校に入学、転入学することになった生徒の入学科について、減免を受けることができます。	H23. 4. 1～H24. 3. 31	教育庁企画管理部 財務施設課 043-223-4093
教育職員免許状再交付等手数料	災害により教員免許状を滅失等した場合に、再交付手数料または授与証明書交付手数料の減免を受けることができます。	H23. 4. 1～H24. 3. 31	教育庁教育振興部 教職員課 043-223-4064
運転免許証再交付等手数料	災害により運転免許証・各種営業許可証等を滅失した場合に、その再交付等に係る手数料の減免を受けることができます。	H23. 3. 11～H24. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉運転免許センター 043-274-2000 ・流山運転免許センター 04-7147-2000 ・各警察署

【参考資料2 部別主要事項】

【総務部】

○印は新規事業

(単位 千円)

事 項 名	予 算 額	説 明
《管財課》 ○県庁舎LED照明導入事業	15,000	
《学事課》 ○私立学校耐震化緊急促進事業	874,000	

【健康福祉部】

○印は新規事業

(単位 千円)

事 項 名	予 算 額	説 明
《健康福祉指導課》 ○災害ボランティアセンター支援事業	5,000	
《高齢者福祉課》 地域支え合い体制づくり事業	264,500	(既定とあわせ 333,000) 基金造成事業 150,000 市町村補助事業 114,500
《医療整備課》 ○医療施設等災害復旧事業	34,000	
《高齢者福祉課・障害福祉課・医療整備課》 ○社会福祉施設における非常用自家発電機 設置費補助事業	351,000	

【環境生活部】

○印は新規事業

(単位 千円)

事 項 名	予 算 額	説 明
《環境政策課》		
○太陽光発電設備導入補助事業	100,000	
○夏期における節電PR事業	6,098	
中小事業者省エネ設備導入補助事業	25,000	(既定とあわせ 87,500)
《大気保全課》		
○放射線量測定器整備事業	21,260	
《水質保全課》		
○海水中の放射能濃度測定事業	6,000	

【商工労働部】

○印は新規事業

(単位 千円)

事 項 名	予 算 額	説 明
《経営支援課》		
中小企業振興資金事業	30,000,000	(既定とあわせ 190,000,000)
○中小企業経営診断・再建支援事業	47,000	
○中小企業電力確保支援事業	20,000	
《観光課》		
○「がんばろう千葉」観光優待キャンペーン事業	10,000	
《雇用労働課》		
緊急雇用創出事業	420,000	(既定とあわせ 8,843,383)
		基金造成事業 210,000
		緊急雇用創出市町村補助事業 210,000

【農林水産部】

○印は新規事業

(単位 千円)

事 項 名	予 算 額	説 明
《団体指導課》 ○家畜疾病経営維持資金利子補給		(平成 29 年度までの債務負担行為 融資枠 600,000)
《生産販売振興課》 ○被災農地復興活動支援事業	35,000	
《担い手支援課》 ○農業関連施設災害復旧事業補助	6,357	
《安全農業推進課》 ○農林水産物等の放射性物質測定に係る整備事業	40,000	
《畜産課》 畜産物等の放射性物質検査事業	6,824	
《漁業資源課》 ○ノリ養殖電力確保緊急支援事業	5,280	

【県土整備部】

○印は新規事業

(単位 千円)

事 項 名	予 算 額	説 明
《道路環境課》 災害防止事業	250,000	(既定とあわせ 436,570)

【防災危機管理監】

○印は新規事業

(単位 千円)

事 項 名	予 算 額	説 明
《防災危機管理課》 東日本大震災に係る調査・検証事業	54,000	(既定とあわせ 104,000)

【教育庁】

○印は新規事業

(単位 千円)

事 項 名	予 算 額	説 明
《体育課》 総合スポーツセンター野球場災害復旧事業	6,400	(既定とあわせ 11,400)

【警察本部】

○印は新規事業

(単位 千円)

事 項 名	予 算 額	説 明
警察署・交番等復旧事業	88,100	(既定とあわせ 593,100)
信号機LED化・電源付加装置整備事業	128,000	(既定とあわせ 340,028)

計数整理の結果、変動を生ずる場合があります。